

岐阜労働局発表

平成19年11月15日

担	岐阜労働局労働基準部賃金室
当	賃金室長 森 久明 賃金指導官 金丸 裕子 電 話 058-245-8104

「岐阜県産業別最低賃金」（4業種）の改正決定について

～本年12月17日から引上げ～

岐阜労働局（局長 藤井龍一郎）は、本年11月8日から本日にかけて岐阜県内の紡績業など4業種の労働者に適用される「産業別最低賃金」を次のとおり改正し、6円から11円引き上げる旨の決定を行い、それぞれ官報に公示した。

これらは、岐阜地方最低賃金審議会（会長 廣瀬英雄弁護士）に対して本年8月13日に諮問を行い、その答申を受けたことによるものであり、いずれも同年12月17日から効力が発生する。

- ① 紡績業：時間額700円（6円引上げ）
- ② 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業：時間額758円（11円引上げ）
- ③ 自動車・同附属品製造業：時間額796円（11円引上げ）
- ④ 航空機・同附属品製造業：時間額849円（9円引き上げ）

なお、「陶磁器・同関連製品、耐火物製造業最低賃金」については、本年度の改正が必要である旨の申出が行われなかったため、改正の審議は行われていない。

これらの産業別最低賃金（5業種）の適用を受ける労働者数は約6万人である。

なお、岐阜県内のすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」については、本年10月19日から時間額685円（10円引上げ）としている。

この適用を受ける労働者数（産業別最低賃金の適用を受ける労働者を除く。）は約72万6千人である。

1 岐阜県最低賃金

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
675円	10円	685円	平成 19 年 10 月 19 日

2 産業別最低賃金

(1) 紡績業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
694円	6円	700円	平成 19 年 12 月 17 日

(2) 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
747円	11円	758円	平成 19 年 12 月 17 日

(3) 自動車・同附属品製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
785円	11円	796円	平成 19 年 12 月 17 日

(4) 航空機・同附属品製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
840円	9円	849円	平成 19 年 12 月 17 日

(5) 陶磁器・同関連製品、耐火物製造業

改正前	引上額	改正後	効力発生日
日額 5,708円	—	—	平成 10 年 12 月 25 日
時間額 714円	—	—	平成 10 年 12 月 25 日

※ 産業別最低賃金が適用される事業で働く18歳未満又は65歳以上の者及び一定の軽易業務に従事する者等は、産業別最低賃金の適用が除外され、岐阜県最低賃金が適用される。